

川俣事務所 かわら版 No. 93 (2021. 6)

発行 社労士法人 川俣労務管理事務所 川俣 雅英

足立区関原3-26-16

TEL 03-3889-1706

FAX 03-3889-1709

法人番号 2011805001774

e-mail:mshd@office-kawamata.gr.jp

雇用調整助成金の特例措置について

今般、政府より、新型コロナウイルス感染症に関して、沖縄県は緊急事態宣言実施期間を延長し、東京都・愛知県・大阪府等の都道府県においては、まん延防止等重点措置を実施するとされたことを踏まえ、雇用調整助成金の特例措置についても、令和3年7月末までとしている現在の助成内容を8月末まで継続する（予定）であることが発表されました。

これにより、令和3年8月末までの助成内容は、次のとおりです。（助成率は解雇等を行わない場合です）

また、9月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、7月中に発表されるとのことです。

		4月末まで	5月～8月
中小企業	原則的な措置	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (9/10) 上限 13,500円
	地域特例	—	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例	—	4/5 (10/10) 上限 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 上限 15,000円	2/3 (3/4) 上限 13,500円
	地域特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円
	業況特例	4/5 (10/10) 上限 15,000円	4/5 (10/10) 上限 15,000円

※ 地域特例とは

緊急事態宣言実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による営業時間の短縮に協力する事業主

※ 業況特例とは

生産指標（売上げ等）が最近3カ月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の事業主

※ 解雇等による助成率の判断

原則的な措置においては、令和2年1月24日以降の解雇等の有無、地域特定・業況特定において、令和3年1月8日以降の解雇等の有無により判断します。

行政機関等への提出書類への押印について

「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等」の公布により、行政機関等に提出する書類の多くが事業主印などの押印が不要となりました。

今の時期は、労働基準監督署（労働局）からは労働保険料確定申告書が、日本年金機構（年金事務所）や健康保険組合からは賞与支払届、算定基礎届が届きます。

紛失ないように保管していただきたいと思います。